医師主導治験における治験審査委員会標準業務手順書

埼玉医科大学総合医療センター

作成日:平成27年6月5日

### 本手順書の構成

# 第1章 治験審查委員会

第1条 (目的と適用範囲)

第2条 (治験審査委員会の責務)

第3条 (治験審査委員会の設置及び構成)

第4条 (治験審査委員会の業務)

第5条 (治験審査委員会の運営)

# 第2章 治験審查委員会事務室

第6条 (治験審査委員会事務室の業務)

# 第3章 記録の保存

第7条 (記録の保存責任者)

第8条 (記録の保存期間)

# 第4章 その他の事項

第9条 (規則の準用)

### 書式

「新たな「治験の依頼等に係る統一書式」の一部改正について」(平成25年3月26日 医政研発第0326 第1号・薬食審査発0326第1号及びその後の改正を含む)の統一書式(医師主導治験)を用いる。

### 第1章 治験審查委員会

#### (目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35 年 法律第145 号)(以下「医薬品医療機器等法」)、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省 令(平成9年3月27日厚生省令第28号)(以下「GCP省令」という)、並びにGCP省令に関連する 通知書等に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。
  - 2 本手順書は、医師主導治験における治験標準業務手順書第7条の規定により設置した治験審査委員会の運営に関する手順及び記録の保存方法を定めるものである。
  - 3 本手順書は、医薬品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請(以下「承認申請」 という)の際に提出すべき資料の収集のために行う医師主導治験に対して適用する。

#### (治験審査委員会の責務)

第2条 治験審査委員会は、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図ること。

- 2 治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払うこと。
- 3 治験審査委員会は、倫理的及び科学的妥当性の観点から治験の実施及び継続等について審査 を行うこと。

#### (治験審査委員会の設置及び構成)

- 第3条 治験審査委員会は、埼玉医科大学総合医療センター治験受託規則により病院長が指名する以下の者をもって構成する。
  - 1)委員長(1名)
  - 2) 副委員長(1名以上)
  - 3) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する委員:専門委員 11名程度
  - 4) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員(第3号及び第4号の委員を除く):専門外委員2名程度
  - 5) 当該医療機関及び病院長と利害関係を有しない委員(第2号の委員を除く):外部委員2 名程度
  - 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
  - 3 委員長が何らかの事由のため職務が行えない場合には、副委員長がその職務を代行する。
  - 4 委員に欠員が生じた場合は、病院長は後任の委員を指名する。この場合、第3項の規定にかかわらず、後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。
  - 5 病院長は、治験審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。

6 委員長は必要に応じ、各分野の専門家の委員会への出席を要請し、その意見を求めることができる。

### (治験審査委員会の業務)

- 第4条 治験審査委員会は、その責務の遂行のために以下の最新資料を病院長から入手する。なお、あらかじめ、自ら治験を実施する者、治験審査委員会及び病院長の合意が得られている場合においては、GCP省令第26条の6第2項に関する通知に限り、自ら治験を実施する者から入手することができる。また、この場合においては、GCP省令第40条第1項の規定に基づき病院長が治験審査委員会等に文書により通知したものとみなす。
  - 1)治験実施計画書(GCP省令第15条の4第4項の規定により改訂されたものを含む。なお、治験 実施計画書の分冊等を作成しており、当該分冊等に記載された当該実施医療機関以外の実 施医療機関に特有の情報を改訂する場合は除く)
  - 2)治験薬概要書(GCP省令第15条の5第2項の規定により改訂されたものを含む)
  - 3) 症例報告書の見本(治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み 取れる場合は、当該治験計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものとす る)
  - 4) 説明文書、同意文書(説明文書と同意文書は一体化した文書又は一式の文書とする)
  - 5) モニタリングの実施に関する手順書
  - 6) 監査に関する計画書及び業務に関する手順書
  - 7)治験責任医師の履歴書((医)書式1)(必要な場合は治験分担医師の履歴書)
  - 8) 治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書(治験分担医師・協力者リスト((医)書式2) での代用可)
  - 9)治験薬の管理に関する事項を記載した文書
  - 10)GCP省令の規定により治験責任医師及び医療機関に従事する者が行う通知に関する事項 を記載した文書
  - 11)治験の費用に関する事項を記載した文書(被験者への支払(支払がある場合)に関する 資料)
  - 12)被験者の健康被害の補償について説明した文書
  - 13) 医療機関が治験責任医師の求めに応じてGCP省令第41条第2項各号に掲げる記録(文書を含む)を閲覧に供する旨を記載した文書
  - 14) 医療機関がGCP省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(GCP省令第46条に規定する場合を除く)には、治験責任医師は治験を中止することができる旨を記載した文書
  - 15) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書
  - 16)被験者の募集手順(広告等)に関する資料(募集する場合)
  - 17)被験者の安全等に係る報告

- 18) 治験の現況の概要に関する資料(継続審査等の場合)
- 19) モニタリング報告書及び監査報告書(継続審査等の場合)
- 20) その他治験審査委員会が必要と認める資料(企業との連携がある場合、利益相反に関する資料等)。
- 2 治験審査委員会は、以下の事項について調査審議し、記録を作成する
  - 1)治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的・薬学的見地からの妥当性に関する事項
    - ・医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を 採ることができる等、当該治験を適切に実施できること
    - ・治験責任医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かをその最新の履歴書等により 検討すること。なお、治験審査委員会が必要と認める場合には、治験分担医師が当該治験 を実施する上で適格であるか否かをその最新の履歴書等により検討すること。
    - ・治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること
    - ・被験者の同意を得るに際しての説明文書及び同意文書の内容が適切であること
    - ・被験者の同意を得る方法が適切であること
    - ・被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること
    - ・必要と認める場合は、病院長に自ら治験を実施する者が確保する治験費用に関する資料 の提出を求め、予定される治験費用が適切であることを確認すること
    - ・被験者に対する支払がある場合には、その内容・方法が適切であること
    - ・被験者の募集手順(広告等)がある場合には、募集の方法が適切であること
  - 2) 治験実施中又は終了時に行う調査審議事項
    - ・被験者の同意が適切に得られていること
    - ・被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験 実施計画書からの逸脱に関すること
    - ・治験実施中に当該医療機関で発生した重篤な有害事象に基づく当該治験の継続の可否
    - ・被験者の安全又は当該治験の実施に影響を及ぼす可能性のある重大な情報に基づく当該 治験の継続の可否

なお、重大な情報には、以下のものが含まれる。

- ①当該被験薬又は外国で使用されているものであって当該被験薬と成分が同一性を有すると認められるもの(以下、「当該被験薬等」という)の重篤な副作用又は感染症によるものであり、かつ、治験薬概要書から予測できないもの
- ②死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、当該被験薬等の副作用又は感染症によるもの(①を除く)
- ③当該被験薬等の副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
- ④当該被験薬等の副作用又は感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著し

く変化したことを示す研究報告

- ⑤当該治験薬等が治験の対象となる疾患に対し効能又は効果を有しないことを示す研 究報告
- ⑥当該治験薬等に係わる製造販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生 又は拡大を防止するための措置の実施
- ・治験の実施状況の概要に基づき、治験が適切に実施されていること(治験の期間が1年 を超える場合には少なくとも1年に1回以上の頻度で調査審議する)
- ・モニタリング報告書及び監査報告書に基づき、モニタリング又は監査が適切に実施されていること
- ・治験の終了、治験の中止又は中断及び当該治験の成績が承認申請書に添付されないこと
- ・その他治験審査委員会が求める事項
- 3 治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示及び決定が文書で通知され、治験計画届出を提出し、医薬品医療機器等法で規定された期間が経過するまで被験者を治験に参加させないように求めるものとする。

### (治験審査委員会の運営)

- 第5条 治験審査委員会は、原則として月1回開催する。ただし、病院長または3名以上の委員が委員長に対し開催を要請した場合には、委員長は委員会を臨時に開催しなければならない。
  - 2 治験審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定できるものとする。過半数(ただし、少数は切り上げ)の委員の出席をもって成立する。ただし、その出席委員の中には専門外委員および外部委員が少なくとも各1名ずつ含まれていることを要する。
  - 3 採決に当たっては、審査に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。
  - 4 自ら治験を実施する者又は自ら治験を実施する者と密接な関係のある委員(自ら治験を実施する者の上司又は部下、当該治験薬提供者、その他当該治験薬提供者と密接な関係を有する者等)は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審査及び採決への参加はできないものとする。
  - 5 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて 意見を聞くことができる。
  - 6 委員会は出席委員の過半数の賛成をもってその意見とし、次のいずれに該当するかを示す。
    - (1) 承認する。
    - (2) 修正のうえで承認する。
    - (3) 却下する。
    - (4) 既に承認した事項を取り消す。
    - (5)保留。
  - なお, (2)~(5)の場合にはその理由を示す。ただし、承認の場合でも、「非治療的治験」 および「緊急状況下における救命的治験」では、承認の理由(「補足意見」、「委員会見解」)

を記載するものとする。

- 7 病院長は治験審査委員会の審査結果について異議ある場合には、理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。
- 8 治験審査委員会は、審査及び採決に参加した委員名簿(各委員の職業、資格及び職名を含む)に 関する記録、会議の記録及びその概要を作成し保存するものとする。
- 9 治験審査委員会は、審査終了後速やかに病院長に、治験審査結果通知書((医)書式5)により報告する。なお、あらかじめ、自ら治験を実施する者、治験審査委員会及び病院長の合意が得られている場合には、GCP省令第26条の6第2項に関する治験を継続して行うことの適否についての意見に限り、治験審査委員会は、病院長に加えて自ら治験を実施する者にも同時に文書により意見を述べることができる。この場合、GCP省令第32条第7項の規定に基づき、治験審査委員会の意見を病院長が自ら治験を実施する者に文書により通知したものとみなす。
- 10 治験審査委員会は、承認済みの治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は委員長が行う。ここでの軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更をいう。
- 11 迅速審査のうち、審議対象は以下のとおりとする。
  - (1) 実施(契約)症例数の追加
  - (2) 治験の期間が1年を超えない場合の治験契約期間の延長
  - (3) 治験責任(分担) 医師の職名変更
  - (4)治験分担医師、治験協力者、ならびに治験コーディネータの削除
  - (5) その他,委員長が判断した事項
- 12 迅速審査は、委員長または委員長に指名された委員が行う。採決は第8項に従って判定し、第 11項に従って病院長に報告する。迅速審査の判定結果は直近の治験審査委員会に報告し、了 承を得るものとする。

#### 第2章 治験審查委員会事務室

#### (治験審査委員会事務室の業務)

- 第6条 病院長は治験審査委員会事務室(以下,「事務室」という。)を設置し,その事務を行う者 を選任するものとし,事務室は次の業務を行う。
  - 1「治験審査依頼書」((医)書式4)と審査対象文書の受理
    - (1)治験実施計画書
    - (2)治験薬概要書(市販後臨床試験の場合には添付文書ならびにインタビューフォーム)
    - (3) 症例報告書の見本(治験実施計画書において記載事項が十分に読み取れる場合は不要)
    - (4) 説明文書・同意文書

- (5)治験責任医師および治験分担医師の氏名を記載した文書
- (6) 予定される治験の費用の負担について説明した文書
- (7)被験者への支払い(支払いがある場合)および健康被害の補償について説明した文書
- (8) 被験者の募集手順(広告等)に関する資料
- (9)被験者の安全等に関わる報告
- (10) 治験責任医師となるべき者の履歴書
- (11) その他治験審査委員会が必要と認める資料
- 2 事前ヒアリング

治験審査委員会での審査の前に、治験調整事務局および治験責任医師から次の観点よりヒアリングを行うとともに、問題点について協議調整をおこなう。

- (1) 治験責任医師の適格性
- (2) 治験体制の適格性
- (3) 受理文書の最新性と十分性
- (4) 治験スケジュール
- (5)被験者の権利保護
- (6) その他治験の推進に関する問題点
- 3 委員に対する委員会開催の通知(議題を含む)と審査資料の送付 ヒアリングにおける問題点が解決された議題は、その議題が審査される委員会でヒアリング の経過等を説明する。
- 4 委員会議事要旨および委員の出欠者リストの作成

委員会の議事については、発言内容その他の委員会の議事経過を記載した議事要旨を作成し、 議長および出席した委員1名以上がこれに署名または記名・押印する。

- 5 「治験審査結果通知書」((医)書式5)の作成
- 6 委員名簿の作成・維持更新
- 7 記録の保存

次の文書を保存する。

- (1)委員名簿
- (2) 委員会の開催通知,審査資料
- (3) 委員会議事要旨, 委員の出欠者リスト
- (4) 治験審査結果通知書

なお、これらの記録を、被験薬に関わる医薬品および被験機器に関わる医療機器について製造販売承認を受ける日(医薬品:GCP省令第24条第3項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日後3年を経過した日。医療機器:医療機器GCP省令第34条第3項の規定により通知したときは、通知した日後3年を経過した日。)または治験の中止もしくは終了の後3年を経過した日のうち、いずれか遅い日までの期間保存しなければならない。製造販売後臨床試験においては、当該被験薬および被験機器の再審査または再評価の終了後5年間が経過し

た日まで保存しなければならない。

## 第3章 記録の保存

### (記録の保存責任者)

第7条 治験審査委員会における記録の保存責任者は治験審査委員会事務室室長とする。

- 2 治験審査委員会において保存する文書は以下のものである。
  - 1) 当業務手順書
  - 2)委員名簿(各委員の職業、資格及び所属を含む)
  - 3)調査審議された資料等
  - 4)治験審査委員会の審査等の記録(審査及び採決に参加した委員の名簿、会議の記録及びその概要を含む)
  - 5) 書簡等の記録
  - 6) その他必要と認めたもの

### (記録の保存期間)

- 第8条 病院長は、前条第2項の文書を、以下の1)又は2)の日のうちいずれか遅い日までの期間保存 するものとする。ただし、自ら治験を実施する者がこれよりも長期間の保存を必要とする 場合には、保存期間及び保存方法について自ら治験を実施する者と協議するものとする。
  - 1) 当該被験薬に係る製造販売承認日(開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には開発中止が決定された若しくは申請書に添付されない旨の通知を受けた日から3年が経過した日)
  - 2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日

### 第4章 その他の事項

#### (規則の準用)

第9条 次にあげる臨床試験についてはこの手順書を準用するものとする。

- 1) 医療機器の治験
- 2) 体外診断用医薬品の治験
- 2 前項に規定する医療機器の治験を実施する場合には、第1条第1項の「医薬品の臨床試験の 実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号)」に替え「医療機器の臨床試 験の実施の基準の省令(平成17年3月23日厚生労働省令第36号)」を適用する。
- 2 本条第1項第1号に規定する医療機器の治験を実施する場合には、医薬品医療機器等法施行

規則第275条に基づき、医薬品医療機器等法施行規則第269条及び第270条の規定を準用する。 3 前項第1号に規定する医療機器の治験に本手順書を準用する場合には、「治験薬」を「治験 機器」に、「被験薬」を「被験機器」に、「副作用」を「不具合」に適宜、読み替えるも のとする。

# (附則)

- 1. この手順書の改廃にあたっては、病院長の承認を必要とする。
- 2. この手順書は平成27年6月5日から実施される。